② 測量・建設コンサルタント等業務
一 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式第３号）
二 添付書類
イ 測量等実績調書
ロ 技術者経歴書
ハ 登記事項証明書の写し（法人の場合に限る。）
ニ 登録証明書等の写し
ホ 財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類））なお、連結財務諸表は不可とする。
ヘ 納税証明書の写し（法人の場合は法人税、個人の場合は申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税の所得金額を証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。））
ト 納税証明書の写し（次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその３又はその３の２、法人の場合はその３又はその３の３とする。））
A 消費税及び地方消費税（法人及び個人）
B 法人税（法人の場合）
C 所得税（個人の場合）
ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）
チ 委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

⑶ その他
① ⑵に掲げる諸証明書については、複写機等による写しをもって代えることができる。
② ⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
③ 申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。
④ 申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

4 競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者
⑴ ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
⑵ 次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日以後２年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
① 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④ 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
⑦ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑶ ⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

5 資格審査結果の通知 「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。
6 資格の有効期間 令和７年４月１日から令和９年３月31日までとする。なお、２により随時申請した場合は、資格を付与されたときから令和９年３月31日までとする。
7 公告の方法 一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）に掲載する。
8 競争参加者の資格及びその審査
⑴ 建設工事についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法
① 資格 予定価格の金額に応じ、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項別表第一に規定する建設工事の種類ごとに、別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり区分して資格を定める。
② 資格の審査事項 ①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一 年間平均完成工事高
二 経営規模
イ 自己資本額
ロ 利益額
三 経営状況
イ 純支払利息比率
ロ 負債回転期間
ハ 総資本売上総利益率
ニ 売上高経常利益率
ホ 自己資本対固定資産比率
ヘ 自己資本比率
ト 営業キャッシュフロー（絶対額）
チ 利益剰余金（絶対額）
四 技術力
イ 技術職員の数
ロ 元請完成工事高
五 その他の審査項目（社会性等）
イ 担い手の育成及び確保に関する取組の状況
ロ 建設業の営業継続の状況
ハ 防災協定締結の有無
ニ 法令遵守の状況
ホ 建設業の経理の状況
ヘ 研究開発の状況
ト 建設機械の保有状況
チ 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況
③ 資格の等級の決定方法 建設工事の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする次の計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。
計算方式 0.25ａ＋0.15ｂ＋0.20ｃ＋0.25ｄ＋0.15ｅ
この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
ａ：総合評定値通知書における完成工事高評点（Ｘ１）
ｂ：総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）
ｃ：総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）
ｄ：総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）
ｅ：総合評定値通知書における建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みの状況の点数、建設業の営業継続の状況の点数、防災認定の締結の有無及び法令遵守の状況による点数、建設業の経理に関する状況の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数、国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況の点数による評点（Ｗ）
⑵ 測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法
① 資格 予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記２の⑷の①のとおり資格を定める。